

# 介護職員等特定処遇改善加算に関する情報公開 (見える化要件)

「介護職員等特定処遇改善加算」が令和元年に創設され、当法人におきましても加算算定を行っております。

当該加算を算定するにあたり、

**A 介護職員処遇改善加算 (I)、(II)、(III) のいずれかを算定していること。**

**B 職場環境等要件を満たすこと。**

**C 介護職員等特定処遇改善加算の取り組みについて、介護サービスの情報公表制度を活用し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を公表（見える化）していること。**

という要件を満たしている必要があります。

Bの職場環境要件とは、「入職促進に向けた取組」「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」「両立支援・多様な働き方の推進」「腰痛を含む心身の健康管理」「生産性の向上のための業務改善の取組」「やりがい・働きがいの醸成」の6つの区分について、すべての区分で1項目以上の取り組みを行うこととされています。

Cの「見える化」要件とは、介護サービスの情報公表制度や自社のホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を公表していることです。

以上の要件に基づき、当社における処遇改善に関する具体的な取り組みにつきまして、以下の通り公表いたします。

(加算の取得状況等を含む内容は厚生労働省の介護サービス情報公表システムに掲載)

## 入職促進に向けた取組

□法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化

⇒理念をユニット内に掲示。ケア方針や施策など入居契約関連資料に掲示し明確にしている。

□他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築

⇒他産業からの転職者や、経験者・有資格者等にこだわらず幅広く採用している。

## 資質の向上やキャリアアップに向けた支援

□研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動

⇒研修の受講を推奨しキャリアアップや人事考課と連動させている。

□上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保

⇒毎年、職員面談を実施。キャリアアップ等に関する相談の機会を確保している。

## 両立支援・多様な働き方の推進

□子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備

⇒子育て休暇・介護休暇制度あり。事業所内に託児所完備。シフト調整可能。

□職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備

⇒非正規職員から正規職員への転換の制度を奨励している。

□有給休暇が取得しやすい環境の整備

⇒日単位、半日単位もしくは時間単位など柔軟に有給休暇を取得出来ている。

### **腰痛を含む心身の健康管理**

□短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施

⇒健康診断とストレスチェックを年1回実施。従業員専用休憩室完備。

□雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施

⇒随時、管理者に対する必要な研修を実施している。

□事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

⇒安全対策委員会の設置。急変・重症化フローチャートや各種事故・感染対応マニュアルを整備している。

### **生産性向上のための業務改善の取組**

□タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減

⇒ユニット毎にノートパソコンを設置。居室に離床センサーなどの見守り支援機器設置による業務負担軽減に取り組んでいる。

□5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備

⇒清掃チェック表や清掃区分表を作成し職場環境の整備に努めている。

### **やりがい・働きがいの醸成**

□ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善

⇒月に1度担当者会議実施。随時ミーティングを行い職場環境の改善やケア内容の改善を図っている。